

(第1回)

世田谷区立松沢中学校改築基本構想検討委員会

会議次第

令和7年5月30日（金）午前10時00分～

会場：松沢中学校 会議室

- 開会挨拶（玉野部長）
- 委員会の目的
 - 資料1 世田谷区立学校改築基本構想検討委員会設置要綱
- 委員紹介
 - 資料2 世田谷区立松沢中学校改築基本構想検討委員会委員名簿
- 委員長互選

【議題】

- 1 会議の進め方とスケジュールについて
 - 資料3 松沢中学校改築基本構想検討委員会スケジュール(案)
 - 資料4 松沢中学校 改築だより（令和7年4月 第1号）
- 2 基本構想策定にあたっての主な視点について
 - 資料5 世田谷区立松沢中学校改築整備方針について
 - 資料6 世田谷区立松沢中学校改築基本構想（案）策定にあたっての前提条件について
 - 資料7 世田谷区公共施設等総合管理計画一部改訂（第2期）（抜粋）
 - 資料8 世田谷区公共建築物 ZEB 指針
 - 資料9 標準設計仕様書（抜粋）
- 3 基本方針（たたき台）について
 - 資料10 基本方針（たたき台）

- 次回検討委員会について
 - 令和7年6月18日（水）午後2：00～
 - 会場 松沢中学校 会議室

世田谷区立学校改築基本構想検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 世田谷区立の幼稚園、小学校及び中学校（以下「区立学校」という。）の改築にあたり、「世田谷区教育振興基本計画」及び「世田谷区公共施設等総合管理計画一部改訂（第2期）」に基づいて改築を推進するため、改築する区立学校（以下「改築校」という。）ごとに基本構想検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 前項の規定にかかわらず、複数の改築校を複合化する場合は、当該複数の改築校につき一の委員会を設置する。

(委員会の名称)

第2条 委員会の名称は、原則「(当該改築校名) 改築基本構想検討委員会」とする。

(所掌事務)

第3条 委員会は次に掲げる事項について協議し、その結果を教育長に報告する。

(1) 当該改築校の改築基本構想(案)を取りまとめること。

(2) 当該改築校の改築基本構想及び設計に係る条件整理をし、提言すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、学校改築に関すること。

(委員会の組織)

第4条 委員会の委員は、当該改築校の長のほか、別に定める当該改築校に係る関係職員、保護者及び地域住民をもって組織し、教育長が委嘱する。

2 前項に定める委員のほか、委員長が必要と認めるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員の任期は、基本構想(案)の報告終了時までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により決定する。

2 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が召集する。

2 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、関係者等の参加を求めることができる。

(報告)

第7条 委員長は必要に応じ、改築基本構想(案)取りまとめ作業の進行状況を、教育長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育環境課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で協議し、定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成４年７月１日から施行する。

附 則（平成７年４月１日）

この要綱は、平成７年４月１日から施行する。

附 則（平成９年４月１日）

この要綱は、平成９年４月１日から施行する。

附 則（平成１２年４月１日）

この要綱は、平成１２年４月１日から施行する。

附 則（平成１９年４月１日）

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則（平成２１年１０月１日）

この要綱は、平成２１年１０月１日から施行する。

附 則（平成２９年３月７日２８世教環境第５０８号）

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則（平成３０年１２月２７日３０世教環境第３６７号）

この要綱は、平成３１年１月１日から施行する。

附 則（令和６年６月２７日６世教環境第１９８号）

この要綱は、令和６年６月２８日から施行する。

世田谷区立松沢中学校改築基本構想検討委員会
委員名簿

学校推薦委員	蒲生 恵美子	学校運営委員
	鮎川 清則	桜上水 4 丁目町会 会長
	瀬戸口 奈穂美	松沢中学校 P T A 会長
学校長	大塚 洋一	松沢中学校長
区職員	柳澤 純	北沢総合支所長
	青木 徹	施設営繕担当部長
	玉野 宏一	教育委員会事務局教育政策・生涯学習部長
	秋山 武徳	教育委員会事務局学校教育部長
	丸山 寛樹	北沢総合支所街づくり課長
	大槻 一隆	施設営繕担当部施設営繕第二課長
	坂本 能崇	施設営繕担当部公共施設マネジメント課長
	野上 和也	教育委員会事務局中央図書館長
	船田 桂子	教育委員会事務局教育環境課副参事（教育施設担当）

【事務局】

高野 明	教育委員会事務局教育環境課長
石井 譲二	教育委員会事務局教育環境課教育環境担当係長
古舘 黎	教育委員会事務局教育環境課教育環境担当
村木 剛	教育委員会事務局教育環境課教育環境担当

松沢中学校改築基本構想検討委員会スケジュール（案）

第 1 回検討委員会 【令和 7 年 5 月 3 0 日（金） 1 0 : 0 0 ~】

- ・基本構想検討委員会の目的及び基本構想策定の進め方について
- ・世田谷区立松沢中学校改築整備方針について
- ・基本構想（案）策定における前提条件について
- ・基本方針（たたき台）について

第 2 回検討委員会 【令和 7 年 6 月 1 8 日（水） 1 4 : 0 0 ~】

- ・基本方針（素案）について
- ・配置計画、ゾーニング（案）について
- ・アンケート（案）について
- ・改築だより（案）について
- ・生徒ワークショップの実施について

第 3 回検討委員会 【令和 7 年 7 月 1 7 日（木） 1 0 : 0 0 ~】

- ・基本方針（案）について
- ・配置計画、ゾーニング（案）について
- ・仮設校舎計画（案）について

7 月中旬 改築だより（説明会開催案内）配布

7 月下旬 改築基本構想中間説明会 1 回目 16 時～ 2 回目 19 時～

*** アンケート及び生徒ワークショップ実施**

第 4 回検討委員会 【令和 7 年 8 月 2 1 日（木） 1 0 : 0 0 ~】

- ・中間説明会の実施状況について
- ・アンケート集計結果及び生徒ワークショップ結果について
- ・配置計画、ゾーニング（案）について
- ・仮設校舎計画（案）について
- ・全体工事スケジュール（案）について
- ・外構計画（案）について

第 5 回検討委員会 【令和 7 年 9 月〇〇日（〇） 〇〇 : 〇〇 ~】

- ・配置計画、ゾーニング（案）について
- ・仮設校舎計画（案）について
- ・全体工事スケジュール（案）について
- ・外構計画（案）について
- ・基本設計で考慮すべき事項について
- ・今後のスケジュールについて

→改築基本構想説明会 令和 8 年 3 月頃

松沢中学校改築だより

資料 4



第1号 令和7年4月

世田谷区教育委員会事務局教育環境課

■ 松沢中学校の改築を進めます。

松沢中学校については、令和6年度より施設更新に着手する学校に選定しております。このたび、松沢まちづくりセンターに併設されている松沢図書室との複合化を検討しつつ、一部改築による全棟整備を行う整備方針をとりまとめました。

今後のスケジュールにつきましては、裏面に記載しておりますが、今年度より、学校長のほか、学校から推薦を受けた保護者代表の方や地域代表の方に参画していただく「世田谷区立松沢中学校改築基本構想検討委員会」を立ち上げて、整備に向けた基本構想（案）の策定に取り組んでまいります。

なお、改築基本構想（案）を策定するにあたり、技術的なサポートにあたる事業者として、今回の整備方針策定に携わった事業者が引き続き参加します。

教育委員会では、検討委員会における検討内容等について、保護者の皆様及び地域の皆様に説明会やアンケートにより改築に関するご意見を伺うとともに、「学校改築だより」等でご報告しながら、計画を進めてまいります。

今後、改築にあたりご不便をおかけすることもあるかと思いますが、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

【学校施設更新の流れ】

▼令和7年度

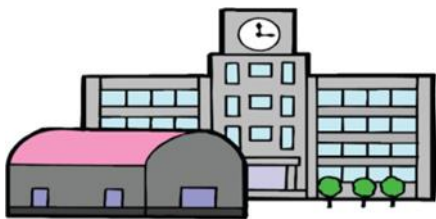
整備方針

基本構想

基本設計

実施設計

工事



＜お問い合わせ先＞

担 当：（学校改築について）

教育委員会事務局教育環境課教育環境担当

石井・古舘・村木

電話：03-5432-2665

所在地：〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

○今後の改築だより等は、以下のホームページでご覧いただけます。

<https://www.city.setagaya.lg.jp/02040/24066.html>

区のホームページの検索スペースに「24066」と入力しても検索できます

こちらの2次元コードからも、松沢中学校の改築状況をご覧いただけます。→



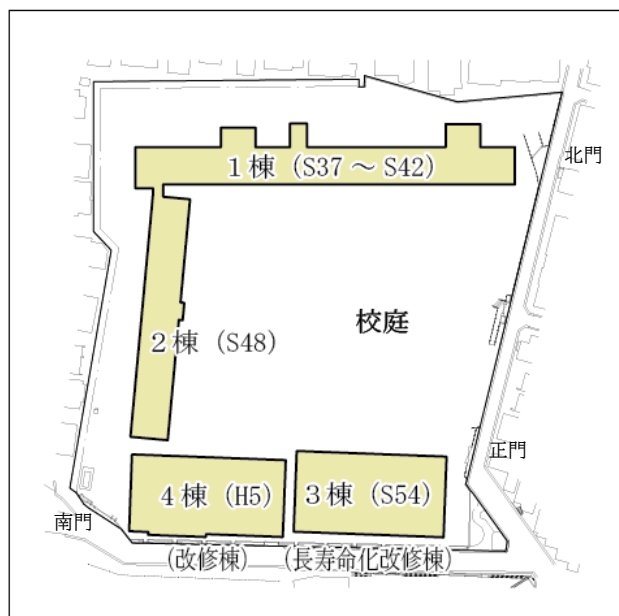
裏面あり

■ 今後の改築スケジュール(予定)

令和 7 年度	基本構想
令和 8 年度	基本設計
令和 9 年度	基本設計、実施設計
令和 10 年度	実施設計、仮設校舎工事、校舎一部解体工事
令和 11 年度以降	改築工事、長寿命化・改修工事、仮設校舎解体工事、 外構・校庭整備工事他

＊説明会等は、基本構想、設計および、工事の段階ごとに開催する予定としており、随時「改築だより」にて、開催日時等をご案内させていただきます。

既存校舎の現状



既存校舎

1棟:普通教室棟	3,532 m ²
2棟:特別教室棟	1,854 m ²
3棟:屋内運動場棟	1,676 m ²
4棟:武道場・プール棟	1,459 m ²
合計	8,521 m ²

施設配置の整備イメージ



施設整備

松沢中学校

約 8,400 m²

※整備イメージは現時点でのイメージです。

令和7年2月10日
教 育 環 境 課

世田谷区立松沢中学校改築整備方針について

1. 主旨

世田谷区立松沢中学校は、世田谷区公共施設等総合管理計画一部改訂（第2期）において、令和6年度より施設更新に着手する学校に選定している。

このたび、世田谷区立松沢中学校の整備手法及び配置計画の方向性について改築整備方針として取りまとめたので報告する。

2. 改築整備方針

（1）基本的な考え方

①一部改築等による全棟整備

世田谷区公共施設等総合管理計画一部改訂（第2期）に基づき、棟別全棟整備を基本とし、長寿命化が可能なものはリノベーションを行うとしており、可能性を検討した。

- ・普通教室棟：日影規制の既存不適格により周辺への影響があるため改築とする。
- ・特別教室棟：構造性能調査の結果から長寿命化に適さないことや、将来の改築の困難度から改築とする。
- ・屋内運動場棟：環境面、性能面の調査結果から長寿命化を図る。
- ・武道場・プール棟：環境面、性能面の調査結果や築年数から改修とする。

②仮設校舎の抑制

校庭に新校舎を建設し、既存校舎や屋内運動場棟（一部特別教室含む）を活用しながらローリングにより既存校舎等を解体、改築することで仮設校舎を抑制した整備を行う。なお、長寿命化改修を行う屋内運動場棟の特別教室の仮設校舎整備は必要となる。

③改築中の対応

給食の提供は、引き続き太子堂調理場からの搬送により対応する。また、工事期間中における校庭利用やプール利用については、近隣校と連携するなど計画的な授業の実施ができるよう取り組む。

④校庭の整備

校庭の配置の変更に伴う近隣住宅地への影響や校庭の稼働率等を考慮した舗装材（ゴムチップ・人工芝等）の採用について検討を行う。

⑤複合化の検討

世田谷区公共施設等総合管理計画一部改訂（第2期）を踏まえ、現在、松沢まちづくりセンター1階の松沢図書室との複合化に向けた検討を進める。

(2) 敷地概要等

①施設利用状況（令和6年5月1日現在）：生徒数325人（10クラス）

②敷地概要

所在地	世田谷区桜上水4丁目5番2号
敷地面積	13,220㎡
都市計画等	第一種中高住居専用地域、 容積率200%-建ぺい率60%、19m第2種高度地区、準防火地域、景観計画区域（一般地域）、桜上水三・四丁目中部地区地区計画

(3) 施設規模

施設の延床面積は、普通教室、特別教室、管理諸室、屋内運動場、特別支援学級、特別支援教室、防災倉庫等を確保し、約8,400㎡とする。

施設	既存	整備後
松沢中学校	鉄筋コンクリート造 地上3階建 延床面積 約8,521㎡	鉄筋コンクリート造 ※工期、資材搬入等の状況を踏まえ、検討する。 地上3階建 延床面積 約8,400㎡
松沢図書室	松沢まちづくりセンター 1階 松沢図書室 約124㎡	今後検討していく。

教室（特別教室、管理諸室等を除く。）として15教室（普通教室12室、ワークスペース等3室）と、特別支援学級等で5教室分の面積を想定する。

ア) 普通教室

学務課の推計による生徒数の予測（令和6年5月1日現在）は下表のとおりである。なお、将来の35人学級も想定したうえで、普通教室は12教室を確保する。

年度	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)	9年度 (2027)	10年度 (2028)	11年度 (2029)	12年度 (2030)
生徒数 (クラス数)	325 (10)	311 (10)	337 (11)	321 (10)	330 (9)	327 (10)	316 (9)

イ) ワークスペース

ワークスペースは、少人数教室としての利用を想定し、標準設計仕様書（平成26年12月改訂版）に基づき、合計3教室を確保する。

ウ) 特別支援学級等

「世田谷区立小・中学校特別支援学級等整備計画」では特別支援学級の利用生徒数の増加に対応するため、地域的なバランス等に配慮しながら、可能な限り増改築の機会を捉えて特別支援学級の整備に取り組むこととしている。

このため、特別支援学級等設計標準仕様（平成22年4月）等を踏まえ、特別支援学級（固定学級）及び特別支援教室の指導場所として5教室分（特別支援学級3.5教室分、特別支援教室1.5教室分）を確保する。特別支援教室はこれまで通り巡回校の位置付けとする。さらに、竣工後の生徒数の推移や使用状況を踏まえながら、ワークスペースを有効に活用し、教室環境の充実を図る。

3. 概算経費

(1) 概算総事業費

（設計費、改築費、長寿命化改修費、改修費、解体工事費、仮設校舎経費）

約64.9億円

〈内訳〉設計費	: 約 4.9億円
改築費	: 約38.4億円
改修費（長寿命化含む）	: 約15.1億円
解体工事費	: 約 4.7億円
仮設校舎経費	: 約 1.8億円

※外構工事費（校庭整備・道路整備含む）は上記概算額に含まず。

※特定財源として、国庫補助事業（学校施設環境改善交付金）を活用し、約3.0億円を見込んでいる。

※松沢図書室の整備事業費は上記概算額に含まず。

※概算事業費総額が10億円以上となる本件整備事業は、「公共施設等総合管理計画一部改訂（第2期）」に示す官民連携手法の検討対象事業に該当するが、施設の開設時期を踏まえ、従来手法による施設整備を進めていく。

(2) 施設維持管理費

約3.9千万円/年

※施設別行政コスト計算書（平成30年から令和5年度決算）〔学校〕の平均値及びZEB効果・費用を考慮して算出。

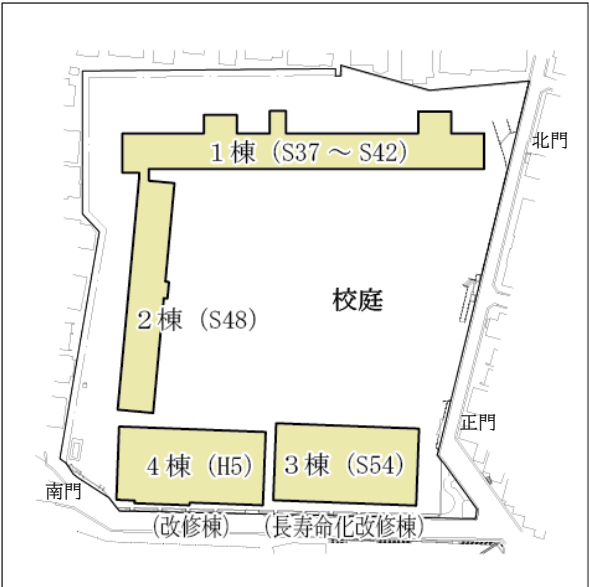
4. 今後のスケジュール（予定）

令和	7年度	基本構想 教育委員会（基本構想報告）
	8年度	基本設計
	9年度	基本設計、実施設計 教育委員会（基本設計報告）
	10年度	実施設計、仮設校舎工事、校舎一部解体工事
	11年度以降	改築工事、長寿命化・改修工事、仮設校舎解体工事、 外構・校庭整備工事他

【参考】施設の概要
(1) 周辺図



(2) 既存校舎の現状



既存校舎	
1棟: 普通教室棟	3,532 ㎡
2棟: 特別教室棟	1,854 ㎡
3棟: 屋内運動場棟	1,676 ㎡
4棟: 武道場・プール棟	1,459 ㎡
合計	8,521 ㎡

(3) 施設配置の整備イメージ



施設整備	
松沢中学校	約 8,400 ㎡

※整備イメージは現時点でのイメージです。

世田谷区立松沢中学校改築基本構想（案）策定
にあたっての前提条件について

1 施設規模

教室数等は以下のとおりとし、延床面積は約 8,427 m²を想定する。

(1) 中学校（標準設計様書改訂版による）

8,427 m²

普通教室 12 室及び余裕教室 3 室（ワークスペース）、特別支援関連教室 5 室分、ほっとルーム 1 室を前提として、義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令に定める学級数に応ずる必要面積等を参考に算定。

【内訳】 A+B

A：義務教育諸学校施設費国庫負担法施行（学級数に応じる必要面積）を基準とする面積
（普通教室数にワークスペースを加えて算出する）

【義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令】（学級数に応ずる必要面積）

学級数	面積 (m ²)
1 学級及び 2 学級	848 m ² +651 m ² × (学級数-1)
3 学級から 5 学級まで	2,150 m ² +344 m ² × (学級数-3)
6 学級から 11 学級まで	3,181 m ² +324 m ² × (学級数-6)
12 学級から 17 学級まで	5,129 m ² +160 m ² × (学級数-12)
18 学級以上	6,088 m ² +217 m ² × (学級数-18)

B：以下の該当する部分の面積

Bに該当する部分	面積
給食室（面積は学級数、生徒数による）(300 m ²)	1,900 m ² (共用部除外面積 1,300 m ²)
体育館 (1,000 m ²)	
共用部	
格技室	350 m ²
特別支援学級（障害種別ごと）	288 m ²
ほっとルーム	72 m ²
すまいるルーム（職員スペース含む）	巡回校 108 m ²
防災倉庫	100 m ²
合計	2,818 m ²

$$\text{延床面積 (A+B)} = 5,609 + 2,818 = 8,427 \text{ m}^2$$